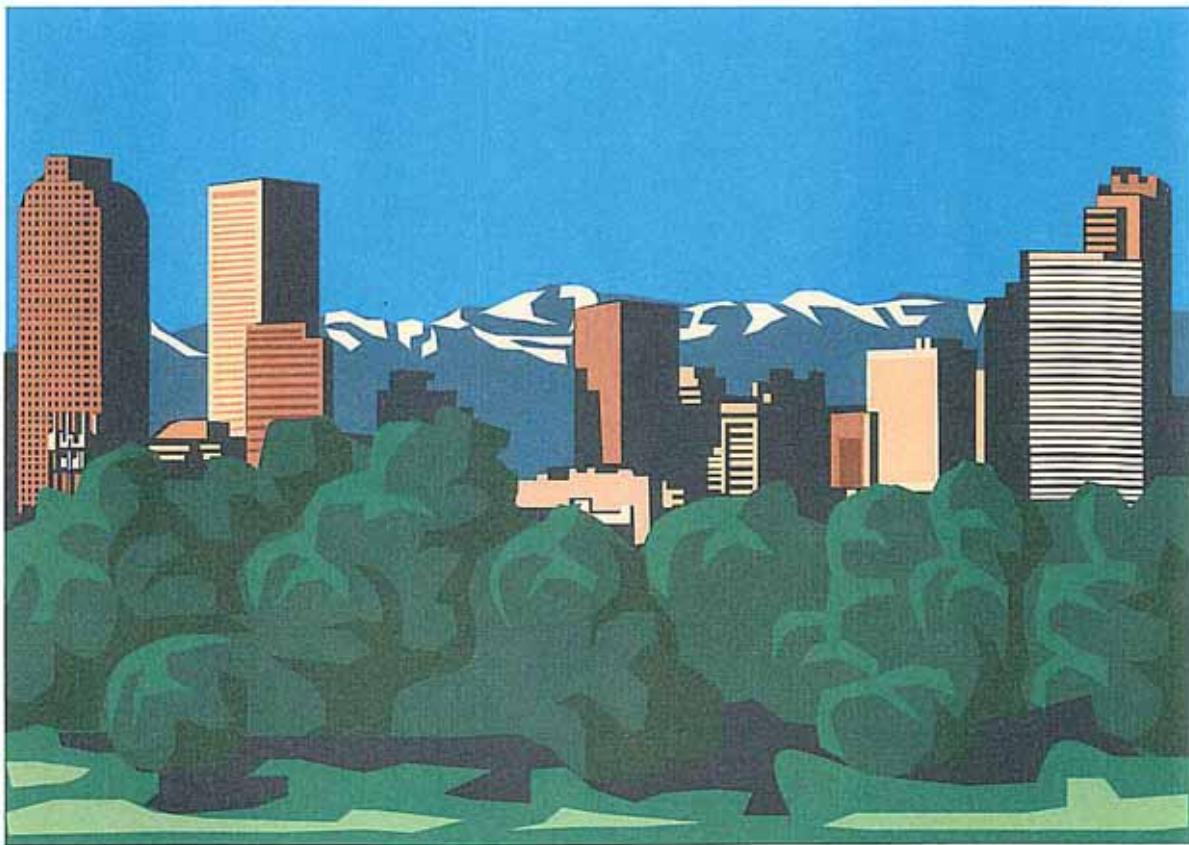


# 屋外広告物のしおり

—美しい街づくりのために—



平成19年3月



## 目 次

	(ページ)
1, はじめに	1
2, 屋外広告物とは何か?	2
3, 禁止広告物	3
4, 禁止物件	3
5, 禁止地域	4
6, 制限地域	5
7, 申請手数料	6
8, 制限地域内における許可基準	7~10
9, 総量規制	10
10, 適用除外広告物	11~14
1)禁止地域内及び制限地域内で許可手続きを 受けずに表示できるもの	
2)禁止物件に許可を受けずに表示できるもの	
3)禁止地域内で許可を受ければ表示できるもの	
4)公共広告物	
11, その他の適用除外となる主な広告物	14
12, その他の注意事項	15
13, 条例に違反する広告物に対する処置	16
14, 屋外広告物の基本的な基準	17
15, 広告物協定地区	17
16, 許可手続き	18

## はじめに

なぜ、屋外広告物にはルールが必要なのでしょうか？

はり紙、広告板、ネオン・サインなどの屋外広告物は、私たちにさまざまな情報を提供し、また、街の活気やにぎわいを演出し、街ゆく人々に楽しみを与えてくれます。

しかし、広告物が無秩序に氾濫すると、街なみや自然の美しさをそこねてしまいます。また、管理がおろそかになると、広告物の落下による事故などで人々に危害を及ぼす恐れもあります。

そこで、**美観風致の維持と公衆に対する危害の防止のため、屋外広告物について必要なルールを定めています。**

このしおりは、そのルールを屋外広告物に携わる方だけでなく、広く市民の方々にもご理解いただくために分かりやすく解説したものです。

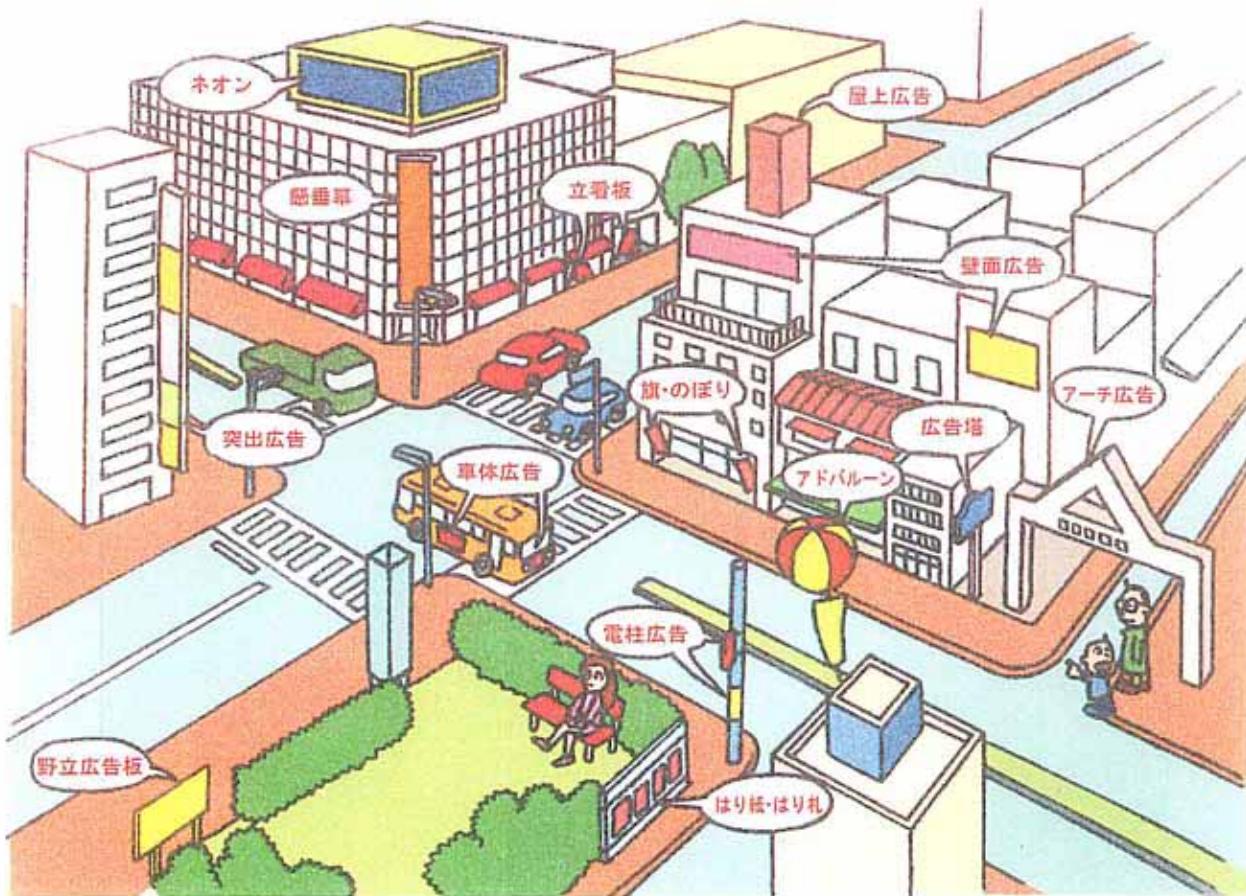
自然景観と街なみをいつまでも美しく、安全に保つためご協力をお願いいたします。

なお、当市の規制区域については、鹿児島県屋外広告物条例が適用されます。

## 屋外広告物とは何か？

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立て看板、はり紙及びはり札並びに廣告塔、廣告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。

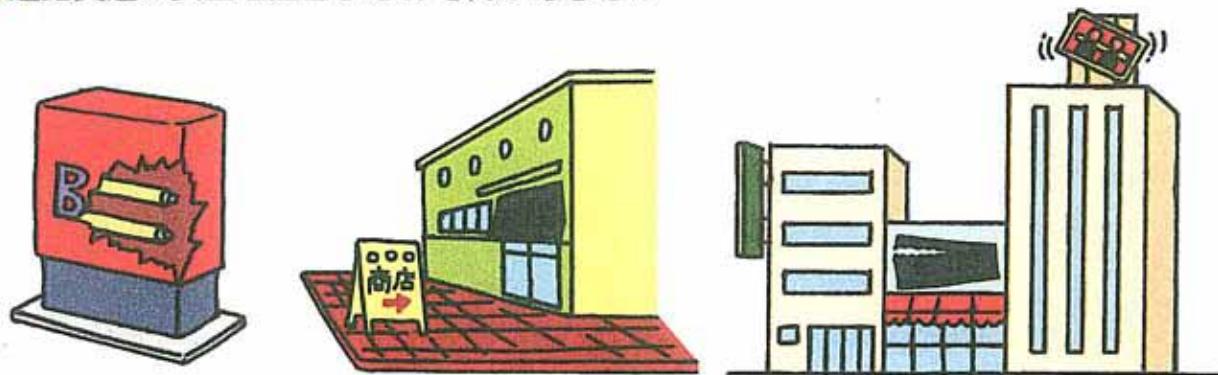
このように、屋外広告物とは、商業廣告だけでなく、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、行事、催物の案内板等も含まれ、その表示内容にかかわらず屋外広告物ということになります。



## 禁止広告物

次のような広告物は、どこでも一切表示・設置することはできません。

- 著しく汚れ、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 信号機若くは道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの



## 禁止物件

次のような物件には、地域に関係なく、原則として広告物を表示・設置することはできません。

橋、植樹帯、信号機、道路標識、道路上のさく(ガードレールや歩道柵等)、カーブミラー、トンネル、分離帯、石垣、擁壁、消火栓、火の見やぐら、郵便ポスト、電話ボックス、送電塔、照明塔、煙突、銅像、記念碑、ガスタンク、道路の路面、屋根、電柱・街灯柱その他電柱の類(はり紙、はり札、広告旗、立看板のみ禁止)など



## 禁止地域

当市の次のような地域では、原則として広告物を表示することはできません。

- |                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1 第1種禁止地域……<br>(総量規制 10m以内) | 県立自然公園の区域内の特別地域（高隈山）  |
| 2 第2種禁止地域……<br>(総量規制 20m以内) | <ul style="list-style-type: none"><li>① 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域<br/>但し、標記の地域のうち、一般国道及び県道の区域の路端<br/>から両側20m以内の区域を除外する。（第2種制限地域）</li><li>② 森林法により指定された風致保安林のある地域</li><li>③ 都市公園の区域（鹿屋中央公園、霧島ヶ丘公園、鹿屋運動<br/>公園、城山公園外 合計61箇所）</li><li>④ 高速道路及び自動車専用道路沿線で両側500m以内の区域</li><li>⑤ 次の道路に接続する区域で両側100m以内の区域<ul style="list-style-type: none"><li>・国道220号……花岡中正門前から古江町643番8地先まで</li><li>・国道269号……高須大橋から錦江町との境まで</li><li>・県道鹿屋吾平佐多線……市道古江1号線との交点から<br/>市道高須線との交点まで</li></ul></li><li>⑥ 大隅湖及びその湖畔から200m以内の区域</li><li>⑦ 港湾施設及び港湾用地の区域、漁港施設及び漁港用地の区域</li><li>⑧ 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、<br/>体育館及び国立又は公立の病院、公衆便所等の建物と敷地</li><li>⑨ 古墳、墓地</li><li>⑩ 社寺、教会、火葬場の建物と境域</li></ul> |
| 3 第3種禁止地域……<br>(総量規制 30m以内) | 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域<br>但し、標記の地域のうち、一般国道及び県道の区域の路端<br>から両側20m以内の区域を除外する。（第2種制限地域）  |

## 制限地域

当市の次の地域に広告物を表示するには、市長の許可が必要です。

1 第1種制限地域…… 当市は該当無し  
(総量規制 40m以内)

2 第2種制限地域…… ① 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域のうち、国道及び県道の路端から20m以内の区域



- ② 都市計画区域内の指定無区域（白地地区）
- ③ 都市計画区域外（高隈地区）

3 第3種制限地域…… ① 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域  
(総量規制なし)

## 屋外広告物許可申請手数料

許可を受けようとする場合は、下表の手数料が必要です。

種類	単位	区分	金額
はり紙	1枚		5円
気球広告(アドバルーン)	1個		1,200円
電柱又は街灯柱広告	1個	巻付け	250円
	1個	そで付き	250円
広告塔、看板又は広告板	1個	表示面積が1m <sup>2</sup> 以下	190円
		表示面積が1m <sup>2</sup> 超2m <sup>2</sup> 以下	380円
		表示面積が2m <sup>2</sup> 超3m <sup>2</sup> 以下	660円
		表示面積が3m <sup>2</sup> 超5m <sup>2</sup> 以下	1,000円
		表示面積が5m <sup>2</sup> 超10m <sup>2</sup> 以下	1,900円
		表示面積が10m <sup>2</sup> 超20m <sup>2</sup> 以下	3,600円
		表示面積が20m <sup>2</sup> 超30m <sup>2</sup> 以下	6,000円
		表示面積が30m <sup>2</sup> 超40m <sup>2</sup> 以下	8,000円
		表示面積が40m <sup>2</sup> 超50m <sup>2</sup> 以下	11,000円
		表示面積が50m <sup>2</sup> 超えるもの	11,000円+ 1m <sup>2</sup> 毎に330円加算
照明広告	1個	表示面積が1m <sup>2</sup> 以下	380円
		表示面積が1m <sup>2</sup> 超2m <sup>2</sup> 以下	760円
		表示面積が2m <sup>2</sup> 超3m <sup>2</sup> 以下	1,320円
		表示面積が3m <sup>2</sup> 超5m <sup>2</sup> 以下	2,000円
		表示面積が5m <sup>2</sup> 超10m <sup>2</sup> 以下	3,800円
		表示面積が10m <sup>2</sup> 超20m <sup>2</sup> 以下	7,200円
		表示面積が20m <sup>2</sup> 超30m <sup>2</sup> 以下	12,000円
		表示面積が30m <sup>2</sup> 超40m <sup>2</sup> 以下	16,000円
		表示面積が40m <sup>2</sup> 超50m <sup>2</sup> 以下	22,000円
		表示面積が50m <sup>2</sup> 超えるもの	22,000円+ 1m <sup>2</sup> 毎に660円加算
広告網	1枚 1m <sup>2</sup>		170円

※平成8年4月1日から実施

## 制限地域内における許可基準（許可を受ければ表示できるもの）

### ① 野立広告物

	第1種	第2種	第3種
地上から上端までの高さ	10m以下	15m以下	
表示面積の合計	20m <sup>2</sup> 以内	25m <sup>2</sup> 以内	30m <sup>2</sup> 以内

高  
さ



### ② 壁面広告物

- 同一内容の広告物の表示個数：1壁面につき1個
- 壁面からはみ出さないこと
- 表示面積

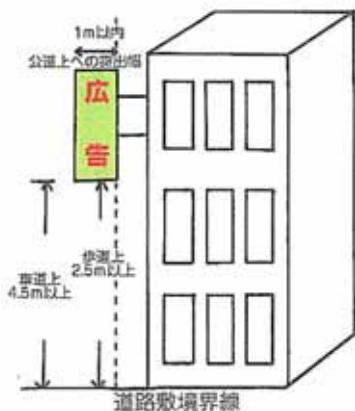
広告物を表示する同一壁面面積の		
第1種	第2種	第3種
3分の1以内	5分の2以内	



### ③ 突出広告物

- 地上から広告物の下端までの高さ：歩道上2.5m以上  
車道上4.5m以上
- 1壁面につき2列以内
- 壁面からの突出幅：1.5m以内
- 公道上への突出幅：1m以下
- 広告物の上端が建物の屋上面から出ないこと

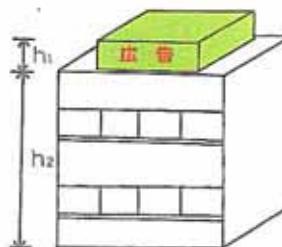
1列1面の表示面積		
第1種	第2種	第3種
10m <sup>2</sup> 以内	20m <sup>2</sup> 以内	30m <sup>2</sup> 以内



### ④ 屋上広告物

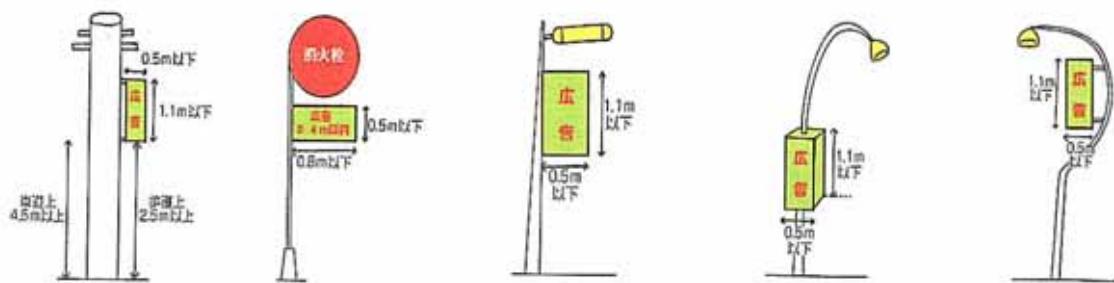
- 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に出ない。
- 高さ等の基準は下表のとおり

	第1種	第2種	第3種
広告物の 高さ(h <sub>1</sub> )	$h_2 \times 2/3$ 以下 かつ10m以下	$h_2 \times 2/3$ 以下 かつ15m以下	$h_2 \times 2/3$ 以下
全体(h <sub>1</sub> +h <sub>2</sub> )	3.0m以下	4.6m以下	
その他	建物1棟につき1個		—



## ⑤ 電柱、街灯柱、消火栓標識柱のそで付き広告物

- ・電柱等1本につき1個
- ・地上から広告物の下端までの高さ：歩道上2.5m以上  
車道上4.5m以上
- ・突出幅：横0.5m以下、縦1.1m以下
- ・1面の表示面積0.5m<sup>2</sup>以内  
(消火栓については、横0.8m以下、縦0.5m以下。1面の表示面積0.4m<sup>2</sup>以内)
- ・広告物の地色に赤色及び黄色を使用しない。
- ・街灯柱のそで付き広告物については、同一の商店街、通り会等においては同一の規格であること。



## ⑥ アーケードのつり下げ又はそで付き広告物

- ・地上から広告物の下端までの高さ：歩道上2.5m以上  
車道上4.5m以上
- ・1面の表示面積：0.5m<sup>2</sup>以内
- ・同一アーケードでは、同一規格であること
- ・そで付き広告物の表示個数：支柱1本につき1個



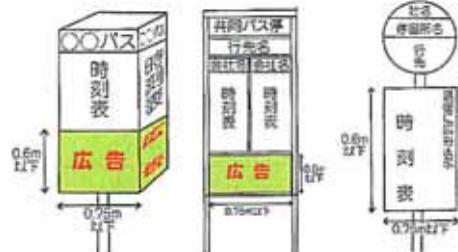
## ⑦ バス停留所のつり下げ広告物

- ・表示個数：上屋1棟につき1個
- ・地上から広告物の下端までの高さ：歩道上2.5m以上  
車道上4.5m以上
- ・1面の表示面積：0.5m<sup>2</sup>以内



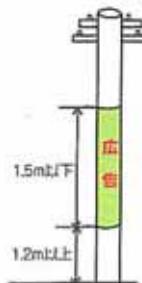
## ⑧ バス停留所標識広告物

- ・標識の1面につき、表示部分の高さ0.6m以下  
幅0.75m以下
- ・広告物の地色に赤色及び黄色を使用しないこと



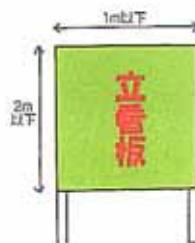
## ⑨ 電柱等巻付け広告物

- 表示個数：電柱等 1本につき 2 個以内  
(2 個の場合、同じ高さに巻付けたものに限る)
- 広告物の縦の長さ：1.5m以下
- 地上から広告物の下端までの高さ：1.2m以上
- 広告物の地色に赤色及び黄色を使用しないこと



## ⑩ 立看板

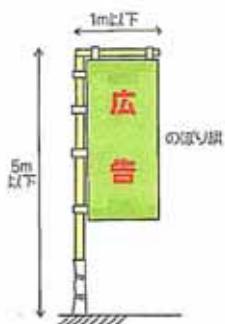
- 表示部分の縦の長さ：2 m以下  
幅：1 m以下
- 同一の者が表示する立看板相互の距離：5 m以上



## ⑪ 広告網

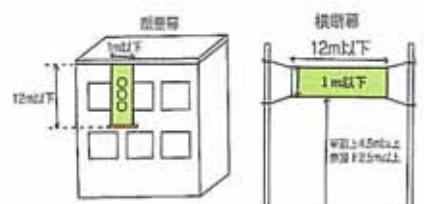
### \* のぼり旗

- 縦の長さ：5 m以下  
幅：1 m以下
- 同一の者が表示するのぼり旗相互の距離：5 m以上



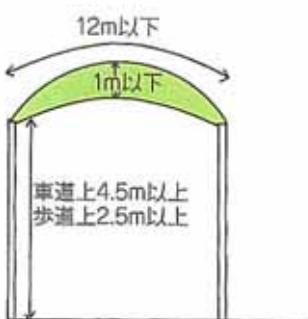
### \* 懸垂幕、横断幕

- 表示部分の長さ：12m以下  
幅：1 m以下
- 地上から広告物の下端までの高さ：歩道上2.5m以上  
車道上4.5m以上



## ⑫ はり紙、はり札

- 表示面積：1枚につき 1 m<sup>2</sup>以内
- 建物等に糊付けしないもの

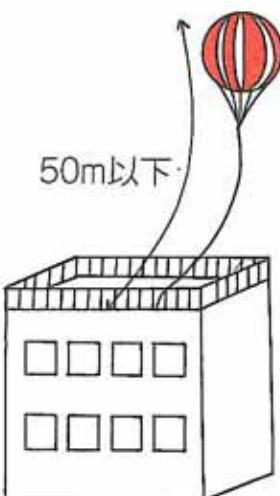


## ⑬ アーチ型広告物

- アーチ全体の長さ：12m以下
- 広告物の縦の幅：1 m以下
- 地上から広告物の下端までの高さ：歩道上2.5m以上  
車道上4.5m以上

#### ⑯ 気球広告（アドバルーン）

- ・取付位置が危険物から離れていること
- ・気球の高さ：取付位置からの垂直距離が50m以下



### 総量規制

広告物を表示する場合、一区画の土地又は一建物の敷地において表示する広告物（野立広告物、壁面広告物、突出広告物、屋上広告物及び広告網）の面積の合計が次の基準を超えないことが必要です。

項目 地域区分	禁 止 地 域			制 限 地 域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
面 積	10m <sup>2</sup>	20m <sup>2</sup>	30m <sup>2</sup>	40m <sup>2</sup>	80m <sup>2</sup>	—

## 適用除外広告物

禁止地域、禁止物件及び制限地域の規制対象から除外される広告物があります。

### 1 禁止地域内及び制限地域内で許可手続きを受けずに表示できるもの

- ① 自家用広告物（自己の氏名、名称、店名、商標、事業や営業の内容を自己の住所、事業所、営業所、作業場等に表示するもの）

広告物 の種類	地域区分 項目	禁 止 地 域			制 限 地 域				
		第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種		
	表示面積の合計	2m <sup>2</sup> 以内	5m <sup>2</sup> 以内	10m <sup>2</sup> 以内	20m <sup>2</sup> 以内				
野立 広告物	地上から広告物 上端までの高さ	5m以内	10m以内	表示部分は、回転しないこと		15m以内			
	表示面積の割合	壁面面積の1/5以内	壁面面積の1/3以内			2/5以内			
壁面 広告物	地上から広告物 下端までの高さ	2.5m以上	歩道上：2.5m以上 車道上：4.5m以上						
	1壁面あたりの列数	1列		2列以内					
	壁面からの突出幅	1m以下	1.5m以下						
	公道上への突出幅	突出さない	1m以下						
	広告物の上端が、建物の屋上面から上に出ないこと								
屋上 広告物	広告物の高さ	禁止	地上から広告物の設置箇所までの高さの2/3以下						
	地上から頂点の高さ	5m以下	10m以下	15m以下	—				
	表示個数	30m以下		46m以下					
		建物1棟につき1個							
街灯柱 のそで 付き広 告 物	広告物の高さ			広告物は、建物の壁面の垂直線からはみ出さないこと					
	下端までの高さ	禁止	歩道上：2.5m以上 車道上：4.5m以上						
	突出幅		横0.5m以下、縦1.1m以下						
	表示個数		1本につき1個						
	地色		地色に赤色、黄色を使用しないこと						
アーケードのつり 下げ又は そで付き 広告物	同一の商店街、通り会等においては、同一の規格								
	地上から広告物 下端までの高さ	禁止	歩道上は、2.5m以上 車道上は、4.5m以上						
	表示個数		1本につき1個						
			同一アーケードでは、同一の規格						

② 管理用広告物（自己の管理する土地若しくは物件に管理上の必要に基づき表示するもの）

項目	禁 止 地 域			制 限 地 域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
表示面積の合計	2 m <sup>2</sup> 以内			5 m <sup>2</sup> 以内		

③ 板塀・シャッター等広告物（工事現場の板塀等の板囲い、店舗、倉庫、車庫のシャッター等に表示するもの）

- ・宣伝用でないこと
- ・直書き（塗料等を直接塗布）またはこれに類する方法で表示するもの
- ・工事現場の板塀等の表示は、工事施工期間内であること
- ・シャッターに管理上の必要から店名等を表示する場合、表示面積は、0.5m<sup>2</sup>以内かつ、表示箇所は、1面につき1箇所

④ 自動車広告物

- ・表示は、車輛の左右及び前後の側面
- ・面積は、左右の側面各4m<sup>2</sup>以内。前後の側面各1m<sup>2</sup>以内  
(広告宣伝用自動車は、表示面積の合計が、20m<sup>2</sup>以内)
- ・中間色又は同系統の色で、かつ使用する色の種類が少ないと

## 2 禁止物件に許可を受けずに表示できるもの

① 石垣、擁壁類、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、銅像、神仏像、記念碑等に表示する自家用広告物

項目	禁 止 地 域			制 限 地 域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
表示面積の合計	2 m <sup>2</sup> 以内			3 m <sup>2</sup> 以内		

② 禁止物件の所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する場合

- ・表示は、管理する物件1件につき1箇所
- ・表示面積は、1m<sup>2</sup>以内

### 3 禁止地域内で許可を受ければ表示できるもの

#### ① 自家用広告物

広告物の種類	地域区分 項目	禁 止 地 域			
		第 1 種	第 2 種	第 3 種	
野立広告物	地上から広告物上端までの高さ	5m以下		10m以下	
	表示面積の合計	3m <sup>2</sup> 以内	10m <sup>2</sup> 以内	15m <sup>2</sup> 以内	
		表示部分は、回転しないこと			
壁面広告物	表示面積	広告物を表示する壁面面積の1/5以内		広告物を表示する壁面面積の1/3以内	
	表示個数	同一内容の広告物は、1壁面につき1個			
		・壁面内に収め、はみ出さないこと ・窓等の開口部分をふさいで表示し、又は設置しないこと			
突出広告物	地上から広告物下端までの高さ	2.5m以上	歩道上：2.5m以上 車道上：4.5m以上		
	表示面積	1m <sup>2</sup> 以内	2m <sup>2</sup> 以内	10m <sup>2</sup> 以内	
屋上広告物	1壁面あたりの列数	1列		2列以内	
	壁面からの突出幅	1m以下	1.5m以下		
		公道上への突出幅	突出さない	1m以下	
		広告物の上端が、建物の屋上の面から上に出ないこと			
屋上広告物	広告物の高さ	禁 止	地上から広告物設置箇所までの高さの2/3以下		
	地上から頂点の高さ		5m以下	10m以下	
街灯柱のそで付き広告物	表示個数		30m以下		
	地 色		建物1棟につき1個		
			建物の壁面の垂直線からはみ出さないこと		
アーケードのつり下げ又はそで付き広告物	地上から広告物下端までの高さ	禁 止	歩道上：2.5m以上 車道上：4.5m以上		
	表示個数		横0.5m以下、縦1.1m以下		
			1本につき1個		
			地色に赤色、黄色を使用しないこと		
			同一の商店街、通り会等においては、同一の規格		
アーケードのつり下げ又はそで付き広告物	地上から広告物下端までの高さ	禁 止	歩道上は、2.5m以上 車道上は、4.5m以上		
	表示個数		1本につき1個		
			同一アーケードでは、同一の規格		

- ② 案内広告物（道標、案内板その他公共的目的をもった広告物又は公衆の利便に供することを目的とする広告物で、案内のために必要な文字、記号、地図等を表示したもの）

項目	禁 止 地 域		
	第1種	第2種	第3種
表示面積の合計	広告物1個につき1m <sup>2</sup> 以内 (2以上の事業所の共同表示の場合は2m <sup>2</sup> 以内)	広告物1個につき2m <sup>2</sup> 以内 (2以上の事業所が共同表示する場合5m <sup>2</sup> 以内)	
地上から広告物上端までの高さ	2m以下	5m以下	
表示個数	1路線につき1個		
表示条件	設置目的に沿う場所で、事業所等が当該幹線道路に面していないこと		

## 4 公共広告物

国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物のうち、面積が10m<sup>2</sup>を超えるか、又は高さが5mを超えるものは、事前に届出が必要です。ただし、官公署の建物及び敷地に表示するものは届出の必要はありません。

### その他の適用除外となる主な広告物

次のような広告物又は広告物を掲出する物件等については、鹿児島県屋外広告物条例のうち次の規定は適用されません。なお、詳細については市にお問い合わせください。

#### 『第3条、第4条、第5条』 ……禁止地域等、禁止物件、制限地域等の規制

- 公職選挙法に基づく選挙運動のために表示する広告物又はこれらを掲出する物件
- 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに寄贈者名等を表示する広告物又はこれを掲出する物件
  - ・表示箇所は、寄贈等に係る1物件又は1施設につき1箇所
  - ・表示面積は、0.3m<sup>2</sup>以内

#### 『第3条及び第5条』 ……禁止地域等、制限地域等の規制

- 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこれを掲出する物件
- 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれを掲出する物件
- 人、動物、車両（自動車を除く）、船舶等に表示する広告物 等

## その他の注意事項

### 1. 屋外広告業の登録

鹿児島県内（鹿児島市の区域を除く。）で屋外広告業を営もうとする方は、鹿児島県に登録しなければなりません。この場合、各営業所ごとに、屋外広告物講習会の修了者等を置くことが義務づけられています。

登録した内容に変更を生じたときは変更届が、また、屋外広告業を廃業するときは廃業届が必要です。

### 2. 屋外広告物講習会

鹿児島県と鹿児島市では、広告物の表示・設置に関する専門知識を習得していただくために、屋外広告物講習会を隔年毎に開催しています。

開催日時、場所等は県広報その他によりお知らせします。

### 3. 広告物を表示する者の義務

#### （1）許可の表示

許可を受けた広告物には、許可の際に交付された証票（ステッカー）を張り付けるか、許可証印を受けなければなりません。

#### （2）管理義務

広告物の設置者又は管理者は、広告物に関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければなりません。

#### （3）除去義務

許可期間が満了し更新許可申請を行わないとき若しくは許可が取り消されたとき、又は必要がなくなったときは、広告物を取りはずさなければなりません。また、取りはずした場合は、その旨を市に届け出なければなりません。

#### （4）管理者の設置義務

許可を受けて表示した広告物で、面積が $10\text{m}^2$ を超えるか、又は高さが $4\text{m}$ を超えるものは管理者を設置する必要があります。

- ・管理者の資格…屋外広告士、講習会修了者、広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許保有者、技術検査合格者、職業訓練終了者、建築士、電気工事士、電気主任技術者免状保有者ほか
- ・管理者の行う業務等…日常の点検・補修、安全点検結果報告書（更新許可を申請時に添付）作成、管理者変更の届出、許可広告物の滅失届ほか

**【ご注意】平成28年4月1日から「講習会修了者」が資格要件から除外されます。**

## 条例に違反する広告物に対する処置

### 1. 措置命令

市は、維持や管理が適当でない広告物について、広告物の設置者又は管理者に対し、改修等の必要な措置を命ずることができます。

### 2. 許可の取り消し

市は、許可の条件や措置命令に違反したり、虚偽の申請により許可を受けた場合は、許可を取り消すことができます。

### 3. 除却命令

市は、違反広告物について、除却等の措置を命ずることができます。

なお、違反広告物のうち、はり紙、はり札、広告旗又は立看板については、市が自ら除却する場合があります。

### 4. 立入検査

市は、必要限度において、広告物の設置者又は管理者から資料の提出を求め、又はその広告物のある土地若しくは建物に立入り検査をすることができます。

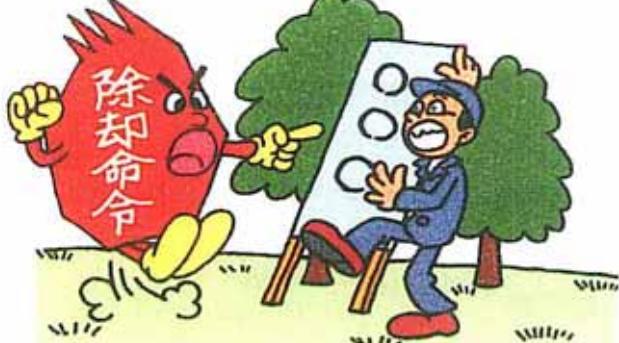
### 5. 罰則 (条例に違反した場合、罰金刑に処せられることがあります。)

●50万円以下の罰金……除却命令に従わなかったとき

●30万円以下の罰金

- ①禁止地域・禁止物件、制限地域の規定に違反して広告物を表示したとき
- ②広告物を変更、改造するときに許可を受けなかったとき
- ③広告物を除却すべきときに除却しなかったとき
- ④措置命令に従わなかったとき
- ⑤登録をしないで屋外広告業を営んだとき
- ⑥講習会修了者等を置くべき旨の命令に従わなかったとき

●20万円以下の罰金……立入検査等の拒否等



## 屋外広告物の基本的な基準

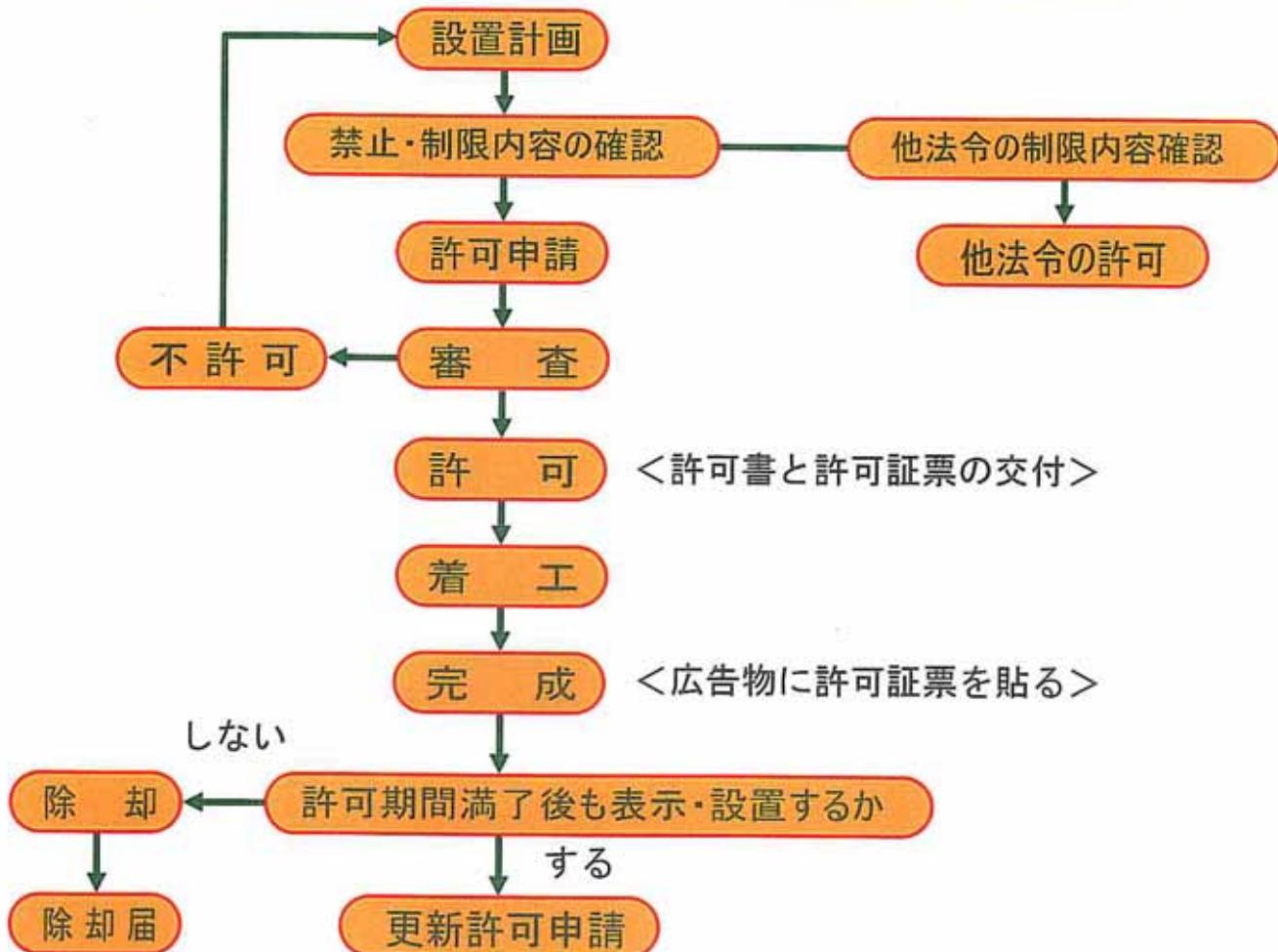
- 1 広告物及び広告物を掲出する物件の個数、形状、意匠及び色彩は、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する場所の周囲の環境との調和が保たれるものであること。
- 2 広告物及び広告物を掲出する物件の形状、意匠及び色彩は、構造物としての固有の美を備えるものであること。
- 3 広告物及び広告物を掲出する物件の大きさは、効果の限度において最小限のものであること。
- 4 広告物及び広告物を掲出する物件の色彩は、原則として中間色又は同系統の色であり、その色の種類は少ないものであること。
- 5 広告物及び広告物を掲出する物件の材質は、耐久性の優れたものであり、かつ、その構造及び設置の方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。
- 6 道路法、建築基準法等鹿児島県屋外広告物条例以外の法令の適用を受ける広告物及び広告物を掲出する物件は、これらの法令の規定に適合すること。
- 7 禁止地域内にあっては、発光塗料、ネオン管及び点滅式の光源を使用するものでないこと。

## 広告物協定地区

地域住民の自主的な景観形成の取組みを促進するため、広告物の表示方法等に  
関し、地域住民の合意が得られ、広告物協定が締結された場合、申請に基づき当  
該協定を知事が認定します。

- 1 協定を締結できる土地の区域
  - ・町内会、商店街、神社等の特徴的な施設の周囲等の一団の土地
- 2 協定を締結できる者
  - ・1の区域内の土地や建物の所有者又はこれらを使用する権利を有する者
- 3 認定の効果
  - ・条例の規定の範囲内で広告物に関する基準を地域住民が自主的に定められます。
  - ・景観アドバイザーを派遣し、地域の景観づくりを支援します。

## 許可手続き



- 許可手続きは表示・設置する場所の市町村で行います。
- 許可申請には手数料（現金）が必要となります。
- 許可を受けるには、許可基準に適合していなければなりません。
- 原則として許可を受ける広告物には管理者の設置が必要です。
- 広告物の高さが4mを超える場合は、建築基準法による工作物の確認を要するなど  
他法令による許可等が必要な場合がありますので、確認して下さい。
- 許可を受けた広告物を変更・改造しようとするときは、変更許可が必要です。
- 許可期間満了後も広告物を表示・設置しようとするときは、更新許可が必要です。



許可番号	第 号
許可期限	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
鹿屋市	

●許可証

